

アプリプラットフォーム規約

第1条 (規約の適用)

本アプリプラットフォーム規約（以下「本規約」といいます）は、加盟店が、SB ペイメントサービス株式会社（以下「SBPS」といいます）が提供する本件アプリプラットフォームの利用に関し適用されるものとしします。

第2条 (用語の定義)

本規約において使用する用語の意味は、別途定義されない限り、以下のとおりとしします。

(1) 本件プラットフォーム	アプリ提供者が加盟店に本アプリを提供するために SBPS が提供するプラットフォーム
(2) 加盟店	SBPS との間で SBPS が指定する決済サービスに関する加盟店契約（以下「加盟店契約」といいます）を締結した者のうち本件プラットフォームを利用する者
(3) アプリ提供者	本件プラットフォーム上でアプリケーション（以下「本アプリ」といいます）を提供する者
(4) 本契約	加盟店が本規約に同意することで成立した契約
(5) 商標等	商号、商標、サービスマーク、ロゴ、ドメイン名又はその他の識別力を有するブランドを特徴づけるもの
(6) 知的財産権等	特許法、著作権法、営業秘密に関する法律、商標法に基づくあらゆる権利及びあらゆるその他の財産権

第3条 (本規約の変更)

1. SBPS は、個別に加盟店の承認を得ることなく、本規約の内容を変更することができるものとしします。
2. SBPS は、前項の規定により本規約の内容を変更するときは、その効力発生日を定め、かつ、事前に本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生日を SBPS 所定の方法で周知し、効力発生日に本規約は変更されるものとしします。

第4条 (本件プラットフォームについて)

1. 加盟店は、加盟店契約の成立をもって本件プラットフォームを利用することができるものとしします。ただし、本アプリを利用するにあたっては、事前に SBPS に対し、利用したい本アプリに関する情報を届け出る必要があるものとしします。
2. 加盟店は、本アプリを利用するにあたっては、加盟店とアプリ提供者との間で別途契約が必要となることを了解し、SBPS は当該契約に一切関与しないことに同意するものとしします。
3. 加盟店は、本アプリを利用するにあたっては、アプリ提供者の規約、約款や注事項・諸条件等に同意する必要があるものとし、当該規約等に関する疑義等は、加盟店がアプリ提供者に直接確認するものとしします。
4. SBPS は、本件プラットフォームに関連する業務の一部を第三者に委託することができるものとしします。
5. 利用者は、アプリ提供者が利用者との間で締結した／する本アプリに関する契約に基づき有する債権（既に発生している債権及び将来発生する債権を含む）を、アプリ提供者が別途 SBPS と契約を締結の上、SBPS に譲渡することについて承諾するものとしします。

第5条 (知的財産権等)

1. 加盟店は、本件プラットフォーム及びSBPSの商標等に存する知的財産権等を含む、本件プラットフォームに関わる全ての法的な権利、権原及び権益がSBPS又はSBPS所定の第三者に帰属することに同意するものとします。
2. 加盟店は、本アプリ（本アプリにおける知的財産権等を含む）及び加盟店の商標等に関わる全ての法的な権利、権原及び権益がアプリ提供者又はアプリ提供者所定の第三者に帰属することに同意するものとします。
3. SBPSは、加盟店が本規約の条項を遵守することを条件として、加盟店に対し、本件プラットフォームを使用するための有効、取消可能、譲渡不能、サブライセンス不能、移転不能、かつ非独占的なライセンスを付与するものとします。
4. 加盟店は、本件プラットフォーム又はその一部について、複製、修正、改変、再配信、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、又はその二次的著作物の作成を行ってはならないものとします。また、SBPS所定の端末以外の端末その他のハードウェアデバイス上に本件プラットフォームの一部をロードしたり、本件プラットフォームの一部を他のソフトウェアと組み合わせたり、又は本件プラットフォームの一部を組み込むソフトウェアやデバイスを頒布してはならないものとします。
5. SBPSは、法改正又は本件プラットフォームの修正を反映することなどを目的として、本契約又は本件プラットフォームに適用される追加条件をいつでも修正することができるものとします。SBPSは、これらの条件又は追加条件の修正に関して、加盟店に通知するものとし、変更後の効力発生日は、通知に記載するものとします。加盟店は、本件プラットフォームを継続して利用することで修正後の条件を承諾したことになることに同意するものとします。

第6条 （非保証）

1. 本件プラットフォームは、本契約に明示された場合を除き、SBPSにより現状有姿かつ提供可能な限りにて提供されるものとします。
2. SBPSは、本件プラットフォームに関する瑕疵（セキュリティ等に関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害を含むものとします）がないこと、並びに安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性及び特定の目的への適合性を明示的にも黙示的にも保証しないものとします。SBPSは、加盟店に対して、かかる瑕疵を除去して本件プラットフォームを提供する義務を負わないものとします。
3. SBPSは、本件プラットフォームを通じて得られる結果に関していかなる表明や保証も行わないものとします。また、口頭か書面かを問わず、本件プラットフォームを通じて提供するいかなるアドバイスや情報は、本契約中で明示的に記載される場合を除き、保証、表明又は約束を付与するものではないものとします。
4. SBPSは、本アプリの利用及び本アプリに起因して加盟店に生じたあらゆる損害について一切の責任を負わないものとし、加盟店はこれに同意するものとします。

第7条 （加盟店の義務）

1. SBPSは、加盟店に対し、いつでも本件プラットフォームの利用状況（本件アプリの利用状況を含む（ただし、本件プラットフォーム提供にあたり必要な範囲に限る））について調査又は報告を求められることができるものとします。この場合、加盟店は、速やかに回答するものとします。
2. 加盟店は、行政機関等から本件プラットフォームの利用に関し、調査又は立入検査等を求められた場合には、これに協力するものとします。
3. 加盟店は、SBPSから法令等への対応又は法令を遵守するために必要な対応を求められた場合、これに応じるものとします。この場合において、加盟店がSBPSの要請に対応しなかったことにより損害を被ったとしても、SBPSは一切責任を負わないものとします。
4. 加盟店は、SBPSが本規約調査・対応について回答期限を定めた場合には、当該回答期限内までに回答を行うものとします。
5. 加盟店は、本件プラットフォームを利用するにあたり、次の行為を行わないものとします。
 - (1) 本契約に関連してSBPSが提供したソフトウェアのプログラム等を改造又は変更する行為
 - (2) SBPS及び第三者の知的財産権等を侵害する行為

- (3) SBPS 及び第三者を誹謗中傷し又は名誉もしくは信用を傷つけるような行為
- (4) 不正の目的をもって本件プラットフォームを利用し、又は第三者に利用させる行為
- (5) 第三者の財産又はプライバシー等を侵害する行為
- (6) 詐欺等の犯罪に結びつく行為
- (7) 法令に違反し又は公序良俗に反する行為
- (8) 本件プラットフォームの運営を妨げるような行為
- (9) その他前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為

第8条 (本件プラットフォームの提供の中断及び停止)

1. SBPS は、次の各号のいずれかに該当する場合、事前に加盟店に通知することにより、本件プラットフォームの提供を一時的に中断又は停止することができるものとします。
 - (1) 構成機器の保全、拡張、移行の為に必要となるシステムのメンテナンスを実施する場合。
 - (2) 本件プラットフォームと接続している外部提携先機関システムのメンテナンスが実施される場合。
 - (3) 本アプリのメンテナンスが実施される場合
2. SBPS は、次の各号のいずれかに該当する場合、加盟店に事前に通知することなく本件プラットフォームの提供を一時的に中断又は停止することができるものとします。
 - (1) 構成機器及びソフトウェアの障害により、緊急にシステムのメンテナンスを実施する場合。
 - (2) 本アプリの障害、データセンターの障害、一般通信回線・ネットワークの障害、その他想定外の範囲外の障害により、本件プラットフォームの提供ができなくなった場合。
 - (3) 運用上あるいは技術上、想定外の事由が生じ緊急に本件プラットフォームの中断が必要と判断した場合。
 - (4) 天災、地変、動乱、暴動、労働争議等の SBPS の責めに帰さない事由により、本件プラットフォームの提供ができなくなった場合。
 - (5) その他 SBPS が本プラットフォームを提供する上で必要であると合理的に判断した場合。
3. SBPS は、前 2 項による本件プラットフォームの提供の中断、停止等によって、加盟店が損なった情報、利益等について一切保証しないものとします。ただし、SBPS に故意又は重大な過失が認められる場合はこの限りではないものとし、その損害の範囲は、第 15 条（損害賠償）第 2 項の定めに従うものとします。

第9条 (秘密保持)

1. 加盟店は、本件プラットフォームに関し知り得た SBPS の業務上、技術上、営業上の秘密等一切の情報（媒体及び手段の如何を問わず、複製物及び二次的資料も含むものとします、以下「秘密情報」といいます）を、本件プラットフォームの利用のためにのみ使用するものとします。また、加盟店は、善良なる管理者の注意義務をもって秘密情報を保管・管理するものとし、SBPS の書面による承諾なくして、秘密情報を本件プラットフォーム利用以外の目的に使用したり、第三者に開示・漏洩したりしないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に該当しないものとします。
 - (1) 開示を受けた時、既に公知又は公用となっていた情報
 - (2) 開示を受けた後、受領者の責めによらず公知又は公用となった情報
 - (3) 開示を受けた時、既に受領者が適法に保有していた情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
 - (5) 開示を受けた情報によらず独自に開発した情報
2. 加盟店は、SBPS より開示された秘密情報を滅失、毀損、漏洩等することがないように善良な管理者の注意をもって管理し、当該秘密情報が滅失、毀損、漏洩等する事態が発生した場合には、その一切の責任を負うものとします。
3. 本条第 1 項の規定にかかわらず、加盟店は、本件プラットフォームの利用のために秘密情報を知る必要のある自社の役員（執行役員を含むものとします）、従業員（雇用の形態を問わないものとします）、顧問弁護士及び公認会計士（以下、総称して「従業員等」といいます）に、本件プラットフォームを利用するにつき不可欠な範囲に限り、SBPS の書面による事前の同意を得ることなく秘密情報を開示するこ

とができるものとします。この場合に、加盟店は、従業員等に対し、本契約と同等の義務を負わせかつその一切の責任を負うものとします。

4. 加盟店は、本契約が終了した場合又はSBPSの指示、要求がある場合には、その指示、要求内容に従い秘密情報の返却又は廃棄その他の処分を行うものとします。

第10条（個人情報の保護）

1. SBPSは、加盟店がSBPSに提供した加盟店の個人情報を、本件プラットフォーム及び本件プラットフォームに関する事務処理、加盟店への連絡のほかSBPSが別途定めるプライバシーポリシーに記載した内容に準拠した範囲において利用するものとします。
2. SBPSは、法令及びSBPSのプライバシーポリシーで定める場合並びに別途加盟店から個別に同意を得た場合を除き、加盟店の同意なく、加盟店の個人情報を第三者に提供しないものとします。
3. 加盟店は、SBPSに対して、SBPSが加盟店から収集した個人情報について、開示、訂正、追加及び削除を請求することができるものとします。ただし、当該開示、訂正、追加及び削除はSBPSが別途定める手続きによるものとし、別途手数料が必要となる場合があるものとします。なお、開示、訂正、追加、削除及び苦情に関する連絡先は、以下の通りとします。
 - ・ SBペイメントサービス株式会社 個人情報管理窓口
住所：東京都港区海岸一丁目7番1号 東京ポートシティ竹芝オフィスタワー14階
代表取締役：榛葉 淳
E-mail：privacy@sbpayment.jp

第11条（地位の譲渡等の禁止）

1. 加盟店は、本件プラットフォームを第三者に利用させることができないものとします。
2. 加盟店は、本契約上の地位を移転すること、及び本契約により生じた自己の権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し又は第三者の担保に供することはできないものとします。
3. SBPSは、加盟店に対して、3ヶ月前までに文書で通知のうえ、本契約上の地位の全部若しくは一部又は本契約により生じた自己の権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡することができるものとします。

第12条（有効期間）

本契約は、加盟店契約成立日から加盟店契約終了日まで効力を有するものとします。

第13条（契約解除等）

1. SBPS及び加盟店は、相手方が本契約の履行を怠った場合、合理的な期間を定めて催告のうえ、本契約を解除することができるものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、SBPS及び加盟店は、相手方に以下の事項に該当する事由が生じた場合、何ら催告することなく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
 - (1) 営業の取消、営業停止等の処分、支払停止、支払不能、租税滞納処分又は会社更生、破産、民事再生手続、その他特別清算もしくはこれらに類する手続開始の申立てのあった場合。
 - (2) 第三者より強制執行、仮差押、仮処分又は競売の申立てがあった場合。
 - (3) 手形又は小切手が不渡りになった場合。
 - (4) 資産状況が悪化したと判断すべき合理的な事由が発生した場合。
 - (5) 解散、合併、分割又は事業の全部もしくは重要な一部を譲渡した場合。
 - (6) 加盟店が個人であるときは、死亡した場合、又は後見開始、保佐開始もしくは補助開始の審判を受けた場合。
 - (7) 加盟店が所在地又は住居を日本国外に移転した場合。
 - (8) 加盟店が届け出た連絡先においてSBPSから加盟店に対する連絡がとれない場合。
 - (9) 法令に違反し、本契約の履行に支障をきたすおそれが生じた場合。
 - (10) 相手方が自己の信用を失墜させる行為を行ったと判断した場合。

- (11) 第三者からの苦情が複数発生した場合。
 - (12) 相手方の営業又は業態が公序良俗に反すると判断した場合。
 - (13) 相手方の支払いが延滞した場合。
 - (14) SBPS の調査依頼に対し非協力的な場合、回答期限内に回答がなかった場合、又は虚偽の回答を行った場合
 - (15) 行政機関から行政処分を受けた場合。
 - (16) 本規約に違反し、本契約の継続が困難であると合理的に判断した場合。
 - (17) 本契約以外に加盟店と SBPS との間で締結している契約が解除された場合。
 - (18) その他加盟店として不適当と SBPS が判断した場合。
3. SBPS は、加盟店が第 2 項各号に定める事由に該当した場合、又は該当するおそれがあると判断した場合、本件プラットフォームの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
 4. SBPS 及び加盟店は、第 1 項又は第 2 項により本契約の全部又は一部が解除された場合、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済するものとします。
 5. SBPS は、特段の理由なく、本契約を終了し、また、加盟店への本件プラットフォームの提供を終了することができるものとします。この場合、SBPS は、本契約を終了させたことによる一切の責任を負わないものとします。

第14条 (反社会的勢力の排除)

1. SBPS 及び加盟店は、相手方に対し、自己及び自己の代表者、役員その他実質的に経営を支配していると認められる者が、現在、次の各号のいずれ（以下「暴力団員等」といいます）にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者
 - (4) 暴力団準構成員
 - (5) 暴力団関係企業
 - (6) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - (7) その他前各号に準ずる者
2. SBPS 及び加盟店は、相手方に対し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
3. SBPS 及び加盟店は、相手方に対し、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 詐術、暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
4. SBPS 及び加盟店は、相手方が第 1 項又は第 2 項のいずれかの一つにでも該当すると疑われる合理的な事情がある場合、当該該当の有無につき、相手方の調査を行うことができ、相手方はこれに協力するものとします。また、SBPS 及び加盟店は、自らが第 1 項又は第 2 項のいずれかの一つにでも該当し、又

は該当するおそれがあることが判明した場合、相手方に対し、直ちにその旨通知するものとします。

5. SBPS 及び加盟店は、相手方が前 4 項の規定に該当、違反又は表明・確約に関して虚偽の申告をしていたことが判明した場合、又はその疑いがあると判断した場合、相手方への事前通知なく直ちに本件プラットフォームの提供停止及び本契約を解除することができるものとします。この場合、本契約を解除された相手方は、SBPS 又は加盟店に対し負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済するものとします。
6. 本条により本契約を解除した当事者（以下、本条において「解除者」といいます）は、相手方に損害が生じて、何らこれを賠償乃至補償することは要しないものとします。また、当該解除により解除者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとします。

第15条（損害賠償）

1. 加盟店は、本件プラットフォームの利用に関し、SBPS が、加盟店が被る可能性のある通常の、直接的な、間接的な、付随的な、結果的な、若しくは懲罰的な損害（データの損失を含む）について、SBPS 又はその代表者が当該損失の発生する可能性について知らされていたか、知るべきであったか否かに関わらず、加盟店に対して責任を負わないことを了解し、かつ明示的にこれに同意するものとします。ただし、SBPS の重大な過失若しくは故意に基づく行為に関連する又はこれらから生じる損失や損害に対しては適用されないものとします。
2. 加盟店が、本件プラットフォームの利用に関し、SBPS の故意又は重大な過失により損害を被った場合、SBPS は、かかる損害が通常かつ直接的なものである場合に限り、かかる損害を補償するものとします。ただし、この場合に SBPS より支払われる補償額は、損害を被った月の前月に加盟店が SBPS に対して加盟店契約に基づき支払った手数料の金額を上限とします。
3. 加盟店は、故意であるか否かを問わず、本件プラットフォーム上でなした不当な行為（SBPS が被る損失や損害を含む）について単独で責任を負うものとします。

第16条（残存条項）

本契約終了後といえども、第 4 条（本件プラットフォームについて）から第 6 条（非保証）、第 8 条（本件プラットフォームの提供の中断及び停止）から第 11 条（地位の譲渡等の禁止）、第 13 条（契約解除等）第 4 項及び第 5 項、第 25 条（反社会的勢力の排除）第 5 項及び第 6 項、第 15 条（損害賠償）、本条、第 18 条（分離可能性）乃至第 21 条（協議解決）については、なお効力を有するものとします。

第17条（電子メールによる通知）

1. SBPS は、別途本規約で定める場合を除き、加盟店に対して行う各種通知（本規約において書面、文書により行う通知を含むものとします）を、加盟店が予め SBPS に届け出たメールアドレス宛に電子メール（以下「通知メール」といいます）により通知することができるものとします。
2. 前項に基づき通知された通知メールは、SBPS の送信用電子計算機から発信された時点で到達したものとみなすことができるものとします。
3. 加盟店は、SBPS から通知された通知メールがデータ化け等により読み出し不能な場合、直ちに SBPS に連絡するものとします。

第18条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された条項のうちの当該無効又は執行不能以外の部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第19条（準拠法）

本契約は、日本法に準拠するものとします。

第20条（合意管轄）

本契約について訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第21条 （協議解決）

本規約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従って SBPS と加盟店が協議し、円満に解決を図るものとします。

以上

2022年08月26日制定

2024年03月29日改定